

平成 2 9 年 度

総 務 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

総務部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成29年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

総務部	総務課	平成29年11月	9日	午前9時から
〃	防災危機管理課	平成29年11月	9日	午前10時30分から
〃	管財課	平成29年11月	9日	午後1時15分から
〃	税務課	平成29年11月	9日	午後2時45分から
〃	収税課	平成29年11月	9日	午後2時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、総務部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成28年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【総務課】

【防災危機管理課】

【管財課】

【税務課】

【収税課】

なし

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施（予定）調書」

8 「公有財産購入に関する調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成29年9月30日現在における総務部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。つり銭については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、つり銭金額は間違いなく適正に管理されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

総務部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

総務課 防災危機 管理課 管財課 税務課 収税課	事務 事業	特になし
---	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成28年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【管財課】

《指摘要望事項①》

土地、建物の賃貸借について、現状を把握するなかで、早急に実施するように努めること。

《対応措置の内容》

土地については、平成28年度に管財課の所管する普通財産現地調査を実施し、市の所有する普通財産の使用状況について把握いたしました。

確認できた土地の中には、既に個人的に使用している土地もありました。

そうした明らかに現在その使用者が判る土地については、順次土地使用者と使用について協議を進めているところであります。

また、こうした土地の中には土地使用者から使用している土地を譲り受けたいと要望が出ている所もあり、売却することも併せて検討している状況であります。

購入協議が進められない使用者に対しては、公有財産使用条例に基づき、賃貸借使用料を徴収して行く方向で協議を進めて行く予定です。

建物については、管財課で管理する普通財産建築物について概ね把握している状況であります。

基本的に建物を賃貸借する場合には契約書を交わし、公有財産使用条例に基づき、使用料を徴収しています。

施設の中には減免措置されている施設がありますが、一定の基準やルールを明確にし減免措置する場合には、明確な理由を示せるよう事務処理を進めています。

また、昨年度指摘を受けました「笛吹市社会福祉協議会」については、使用料の徴収に向けて協議を進めています。

【収税課】

《指摘要望事項①》

収納率向上の方法として、収税の専門家（Gメン）や収税の経験者の雇用を積極的に進め、そのノウハウを業務に生かし、滞納縮減に繋げていただきたい。

《対応措置の内容》

国税を徴収する専門家や、ローン会社等の私債権徴収の専門家は実在しているが、市町村税に関する徴収の専門家は実在しておらず、雇用には至らないのが実状である。

現在のような滞納整理は合併以降に行っており、既に退職した職員よりも今の職員の方が、滞納整理の知識や技術を有しており、再雇用職員や年配職員には期待できないところである。

今後も山梨県総合県税事務所への職員派遣を行うとともに、徴収ノウハウの指導についても、県税事務所の職員や滞納整理推進機構のアドバイザーから受けることによって、職員個々の徴収技術の向上に努めていく。

また、徴収には専門の知識と経験が必要なことから、勤務年数にこだわらない、職員配置を人事当局と検討協議していきたい。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。